水稲初期除草剤の使用時期に注意してください

移植前・播種前の使用は

「7日前まで」です

移植栽培の使用時期は

植代後~移植<mark>7日前</mark>まで 植代時(移植**7日前**まで)

直播栽培の使用時期は

直播の代かき後~は種7日前まで直播の代かき時(は種7日前まで)

移植前や擂運前に農薬を使用する場合は、7日前までに行いましょう

代かき 初期剤散布は ここまでに

散布後7日間は水を出さない管理

移植・播種日



移植や播種の前に使用する場合は、移植又は播種の「**7日前まで**」の使用となります。移植または播種の前日~6日前の間は、農薬は使用できません。

誤って使用した場合は農薬取締法の違反であり、罰則の対象となりますので必ず守ってください。

農薬の使用時期を守い、農薬散布後の止水管理を徹底します

水田での除草剤や粒剤を散布した後は、農薬が土壌などに 落ち着くまでの7日間は、田面水を圃場外に出さない水管理を 徹底してください。

7日間の止水管理は、農薬の効果を十分発揮させるとともに、 周辺環境の保全に繋がります。





